
■ 種 別 : 個人
■ 法人名 :
■ 役 職 : 米国公認会計士 公認内部監査人
■ 名 前 : 布津 陽一郎

■ コメント :

適用事例が少ないこと並びに金融危機の最悪期は脱したものと認識することが出来ることから第 26 号を継続しないとするは然るべく賛成である。
また、保有目的区分の変更自体は既に行われて一度注記の開示がされていれば投資家情報として事足りるものとする。ため、その継続に対する手当ては必要ないものとする。